

Client Alert

Tokyo

BAKER & MCKENZIE

東京青山・青木・狛法律事務所

August 2009

米国エネルギー省が電力伝送インフラ整備プロジェクトを支援する借入保証制度を公告

2009年7月29日、米国エネルギー省は電力伝送インフラ整備プロジェクトを支援する目的の借入保証制度の申込受付を公告した。これは米国回復再投資法（The American Recovery and Reinvestment Act of 2009）（「ARRA」）に基づいた借入保証であり、電力伝送のインフラ整備に関連する大型プロジェクトを支援することによって、米国内の送電システムの信頼性、効率性及び安全性の向上を図る。

東京青山・青木・狛法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士
事務所(外国法共同事業)
100-0014
東京都千代田区永田町2丁目13-10
ブルデンシャルタワー

Contact Information

Anne Hung (アン・ハン)
Tel: +81 3 5157 2710
Fax: +81 3 5157 2906
Anne.Hung@bakernet.com

Paul A. Davis
(ポール・A・デービス)
Tel: +81 3 5157 2711
Fax: +81 3 5157 2906
Paul.Davis@bakernet.com

大型プロジェクトグループ
([ウェブサイト](#))

概要

今回の公告は、ARRAによって改正された2005年エネルギー政策法第1705条に基づいたプログラム（「第1705条プログラム」）を根拠としており、この制度を活用するプロジェクトに対して、借入保証に加え、保証の際に必要な信用助成金（Credit Subsidy Costs）を連邦政府が負担するため、資金借入の際に発生する諸費用の大幅なコストダウンが期待される。

具体的には、第1705条プログラムによってエネルギー省に対して拠出された60億ドルの予算のうち、最大7億5千万ドルまでが電力伝送インフラ整備に関連する大型プロジェクトに対する信用助成金として割り当てられる。借入保証も同じ財源から支出されるが、現時点において上限額は設定されていない。また、今回の公告に割り当てられない予算は将来の公告の際に割り当てられると予想される。

今回の公告の対象は、電力伝送インフラ整備プロジェクトへの投資（「伝送インフラ投資プロジェクト」）に限られ、送電システムのプロジェクトは対象外である点に注意が必要である。なお、送電システムを支援する公告に関しては別のClient Alertにて報告する。

募集条件

今回の公告の対象となる伝送インフラ投資プロジェクトとして申請するには以下の条件を満たす必要がある：

- 米国内の電力伝送インフラ整備プロジェクトである。

- 公告の時点で商業的に既に利用されている技術を使用している。
- 2011年9月30日までに建設を開始できることが合理的に予想される。
- 資金調達が標準的な契約条件に基づいた民間資金によるものではない。
- エネルギー政策法第1702条の定める以下の条件を満たしている：
 1. 公告に基づいた資金借入が他の借入に対して劣後でない
 2. 借入保証の対象となる借入資金の返済が合理的に予想できる（合理的であるための判断基準として、プロジェクトが研究段階若しくは開発段階ではなく、かつデモンストレーション用であってはならない）
 3. 借主の資金調達の総額がプロジェクトの遂行に十分な額である
- 労働者の賃金に関するデービス・ベアコン法、雇用の創造と保持に関連する特別報告義務、及びバイ・アメリカン法を遵守している。
- プロジェクトによって米国内における雇用の創造または保持が行われる。
- プロジェクトの内容が、次のいずれかにあてはまる：
 1. プロジェクトによって最低100マイル長の500kVの電線、又は最低150マイル長の345kVの電線が新設又は改修される
 2. プロジェクトに少なくとも30マイルの海底ケーブルが用いられる
 3. プロジェクトに高圧直流の部品が用いられる
 4. 地域間を結ぶ幹線プロジェクトである
 5. 2005年エネルギー法に規定されるエネルギー省のNational Interest Electric Transmission Corridorに該当する
 6. プロジェクトが、波力、海洋温度差、又は陸風による海洋発電と関連している
 7. プロジェクトによって、主要人口密集地の電力供給安定リスクが大幅に解消される
 8. 州内または地域内の統合システム改修において、上記1.の基準を合わせて満たす

なお、再生可能エネルギー源を使用した電力発電を使用するプロジェクトには特別な考慮がなされる。

申込期限と費用

公告の申込は二部に分かれており、第一部の申込ではプロジェクトの概要、応募資格及び資金調達計画に関連する書類を提出し、その後の第二部の申込では募集条件のうち第一部で提出する必要のない残りの情報及びエネルギー省によるデューデリジェンスに必要な書類を提出する。

第一部の申込期限は2009年9月14日であり、続く第二部の申込期限は2009年10月26日、2009年12月10日、及び2010年1月25日の三つの提出グループが設定され、先に提出をしたグループが優先的に審査されることとなる。

また、申込費用支払も二回に分かれており、第一部の申込時に総額の25%を、第二部の申込時に残りの75%を支払い、申込費用額は借入保証の額によって異なる。この他、借入交渉及びデューデリジェンスに必要な費用、エネルギー省による借入保証の運営に掛かる費用も申込者負担となる。

今回の公告は、信用助成金の政府による負担総額に上限が設定されている点と、募集期間が公告の発表時より45日間（2009年9月14日まで）と短いことから、申請希望者は出来る限り早く申し込むことが望まれる。

今後の展開

エネルギー省は今後もエネルギー分野への投資を支援する新たな公告を計画している。これらの公告についても、詳細がわかり次第、Client Alertに掲載する予定である。

（出典 www.lgprogram.energy.gov）

This Publication has been prepared for clients and professional associates of Baker & McKenzie. Whilst every effort has been made to ensure accuracy, this Publication is not an exhaustive treatment of the area of law discussed and no responsibility for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of material in this Publication is accepted by Baker & McKenzie.

東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

2009 Baker & McKenzie

© All rights reserved.